

# 第5章 市税について不服のあるときは

市税について、不服のあるときは、内容に応じて、審査請求か審査の申出により不服を申し立てることができます。ただし、2の審査の申出ができる不服（価格）については、審査請求をすることはできません。

## 1. 審査請求

市税の賦課決定や督促、滞納処分などの処分についての不服（固定資産の価格に対する不服は除く。）を審査します。

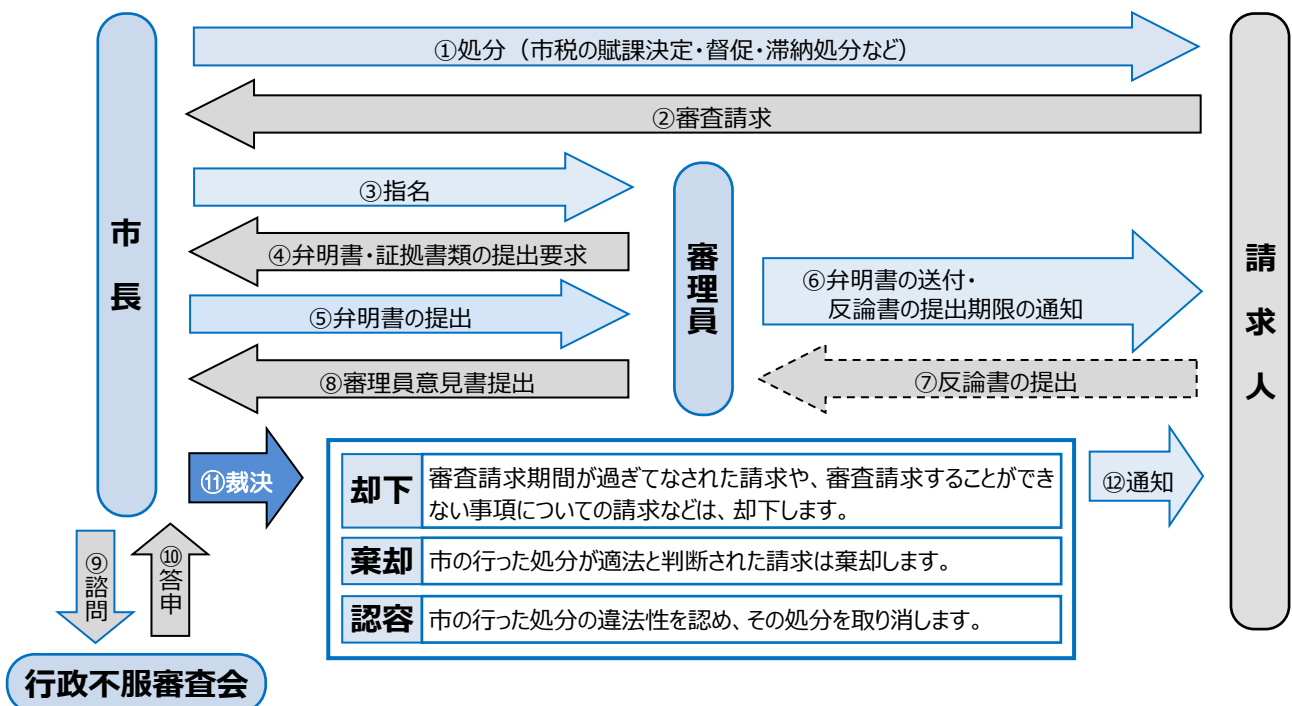
審査請求ができる人	市税の賦課決定、督促、滞納処分などの処分を受けた人	
審査請求先（審査機関）	堺市長	
請求期間	市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
	督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
	不動産などの差押	差押の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日などのどちらか早い日

### ■ 審査請求の流れ

審査請求を受けて、市税の処分に関係していない審理員が審理手続を行います（審査請求期間を経過してなされた審査請求などを除く。）。審理員は意見書として一定の結論を出して、審査庁である市長に提出します。

市長は、原則として審理員の意見書について第三者機関である行政不服審査会へ意見を求め（諮問）、意見を受けます（答申）。答申後、裁決書を作成して請求人へ通知します。

なお、裁判所へ処分の取消しの訴えを起こすには、この裁決を経てからでないとできません。ただし、処分の執行による著しい損害を避ける緊急の必要がある場合などには、審査請求を経ずに裁判所へ処分の取消しの訴えを起こすことができます。



## 2. 審査の申出

固定資産税・都市計画税の税額計算のもとになった価格（評価額）に関する不服については、固定資産評価審査委員会（※1）へ審査の申出をすることができます。基準年度（※2）と基準年度以外の年度では審査の申出ができる事項が異なります。

審査の申出ができる人	固定資産税の納税者		
申出先（審査機関）	固定資産評価審査委員会		
申出期間	市長が固定資産の価格（評価額）などを固定資産課税台帳に登録したことを公示した日（令和8年度は4月1日）から、固定資産税の納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間		
申出ができる事項	土地・家屋	令和8年度 （基準年度以外）	令和9年度 （基準年度）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年中に地目の変換や分筆などにより新たに評価された土地の価格（評価額）について</li> <li>○ 前年中に新築、改築、一部破壊などの事情により新たに評価された家屋の価格（評価額）について</li> <li>○ 地価の下落に伴う土地の価格（評価額）の修正について</li> </ul>	固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について
	償却資産	固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について	

- （※1）固定資産評価審査委員会は、市長が登録した価格（評価額。固定資産課税台帳に登録された価格で、固定資産税・都市計画税の税額計算のもとになるもの。）についての納税者の不服を審査するために設けられた中立的な行政委員会です。
- （※2）基準年度とは、土地と家屋の評価額の見直しを行う年度のこと、見直しは3年に1度行われます。次の基準年度は、令和9年度です。